

大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
大田市特定業種企業立地奨励条例  
大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
大田市火災予防条例の一部を改正する条例  
大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例  
大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例  
大田市手数料条例の一部を改正する条例  
大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
大田市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例  
大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和7年12月17日

大田市長 **楫野弘和**

## 大田市条例第44号

大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (6) 利用乳幼児 法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のものをいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明らかに、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を

受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

3 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車

(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第

33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

##### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階      | 区分  | 施設又は設備  |
|--------|-----|---|
| 2階     | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段  |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階     | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段   |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                   |
| 4階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項   |

|  |     |   |
|--|-----|---|
|  |     | 各号に規定する構造の屋外階段  |
|  | 避難用 | <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部

分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室に

において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第30号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第45号

### 大田市特定業種企業立地奨励条例

#### (目的)

第1条 この条例は、本市において不足する業種の企業の立地を促進する措置を講ずることにより、サービスの連環による経済循環、消費機会の市外流出の防止及び市民生活の質の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (2) 立地 第4条第3項第2号に規定する業種に属する事業の用に供する施設（以下「事業所」という。）を新設することをいう。
- (3) 新設 本市に事業所を有しないものが本市に新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 認定企業 立地についての計画が、この条例の目的の達成に資するものとして、第4条第1項の規定により市長の認定を受けた企業をいう。
- (5) 開設準備助成金 認定企業が事業の用に供する建物の整備に要する経費並びに企業の立地を行うために必要な設備及び備品の取得に要する経費に対する助成金をいう。
- (6) 家賃及び販路拡大助成金 認定企業が事業の用に供する土地及び建物の賃借料及び共益費並びに事業を営むにあたって必要となる販売促進、広告宣伝その他販売活動の間接的な費用に要する経費に対する助成金をいう。

#### (市の施策)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と協力して、情報の提供、労働力の確保その他企業の立地を促進するために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### (認定)

第4条 企業は、本市に立地を行おうとするときは、当該立地につい

ての計画を作成し、これを市長に提出して、その計画がこの条例の目的の達成に資するものとして認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 立地する事業所の概要
- (2) 立地の実施時期
- (3) 立地に伴う事業計画
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該計画をこの条例の目的の達成に資するものとして認定することができる。

- (1) 事業実施により経済循環、消費機会の市外流出の防止及び市民生活の質の向上に資するものであること。
- (2) 業種として書籍・雑誌小売業（古本を除く）に属する事業を営むものであること。
- (3) 前号に規定する業種のうち、市内に不足する状況が継続しており、充足の必要が認められること。
- (4) 計画認定の日から1年以内に事業開始する見込みがあること。
- (5) 業績の安定性、信用度等において、優良な企業体質を備えていると認められる企業が実施するものであること。

4 市長は、前項の規定により認定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

5 第1項の認定は、立地しようとする企業の申請により行う。

（計画の変更）

第5条 認定企業は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の認定に準用する。

（助成金）

第6条 市長は、認定企業が認定に係る計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って立地を行う場合において、当該認定企業の申請

により、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の交付額は、助成金の種類に応じ別表に定めるとおりとする。

3 前項の助成金を計算する場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定計画に従って立地をしていないとき。

(2) 認定計画が、第4条第3項に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により前条の規定による助成金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(4) 正当な理由によることなく操業を開始しないとき、又は操業開始後10年以内に事業を休止したとき。

(5) 第9条の規定による届出をしなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該助成金の交付を受けた企業からその全部又は一部を返還させることができる。

(環境への配慮等)

第8条 認定企業は、事業所の周辺地域の環境の整備及び保全について十分な配慮を行うとともに、公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(届出等)

第9条 認定企業は、次に掲げる事由が生じたときは、市長に届け出なければならない。

(1) 認定企業が操業を開始したとき。

(2) 操業を休止し、又は廃止したとき。

2 認定企業は、市長が認定計画の実施状況その他必要な事項について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(地位の承継)

第10条 認定企業が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げるものが認定企業の地位を承継することができる。

- (1) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (2) 事業を譲渡した場合 その譲受人  
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

| 助成金の種類  | 助成金の額   | 限度額   | 助成対象期間     |
|---------|---|-------|------------|
| 開設準備助成金 | 当該事業の用に供する建物の整備に要する経費並びに当該事業の実施に必要なとなる設備及び備品の取得に要する経費（いずれも、消費税及び地方消費税相当額は含まない。）の合計額に2分の1を乗じて得た額 | 500万円 | 操業開始から1年以内 |

|                              |   |                        |                              |
|------------------------------|---|------------------------|------------------------------|
| <p>家賃及び<br/>販路拡大<br/>助成金</p> | <p>当該事業の用に供する月額又は年額<br/>で契約された土地及び建物の賃借料<br/>及び賃貸契約に明示された共益費<br/>(敷金礼金など入居の際に必要な<br/>一時金や共益費のうち使用実績に<br/>より負担額が確定するもの並びに消<br/>費税及び地方消費税相当額は含ま<br/>ない。)並びに当該事業の実施にあ<br/>たって必要となる販売促進、広告宣<br/>伝その他販売活動の間接的な費用に<br/>要する経費(消費税及び地方消費<br/>税相当額は含まない。)の合計額に<br/>3分の2を乗じて得た額</p> | <p>1年につき<br/>500万円</p> | <p>操業開始<br/>から10<br/>年以内</p> |
|------------------------------|---|------------------------|------------------------------|

大田市条例第46号

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表第1大田市立水上保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大田市条例第47号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」の次に「第1項」を加える。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄  
に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第1  
41号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表に  
おいて同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が  
行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲  
げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄  
に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場  
合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる  
健康診断等の結果を把握しなければならない。

|  |  |
|--|--|
| 児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の<br>利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の<br>健康診断                      |
| 乳幼児に対する健康診査                                  | 利用乳幼児に対する利用開始時の<br>健康診断、定期の健康診断又は臨<br>時の健康診断 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第48号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33号の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第49号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第50号

### 大田市火災予防条例の一部を改正する条例

大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」に改める。

第29条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。））」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

大田市条例第51号

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大田市火入れに関する条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4項」を「第3項」に改める。

第14条中「乾燥注意報」の次に「、林野火災注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

大田市条例第52号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般市営住宅管理条例（平成17年大田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|               |                     |       |    |      |         |
|---------------|---------------------|-------|----|------|---------|
| メゾン栄<br>5・6号棟 | 大田市仁摩町仁万461番<br>地10 | 定住促進用 | 4戸 | 2LDK | 31,000円 |
|               |                     |       | 4戸 | 1LDK | 26,000円 |

第2条 大田市一般市営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|       |                     |       |    |      |         |
|-------|---------------------|-------|----|------|---------|
| ハイツ吉浦 | 大田市温泉津町吉浦326<br>番地1 | 定住促進用 | 8戸 | 2LDK | 30,000円 |
|-------|---------------------|-------|----|------|---------|

別表第2中備考以外の部分に次のように加える。

|          |        |
|----------|--------|
| ハイツ吉浦駐車場 | 3,143円 |
|----------|--------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年5月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に一般市営住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）は、この条例による改正後の大田市一般市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）の規定に基づき入居しているものとみなす。
- 3 現入居者が入居時に支払った敷金については、新条例第6条において準用する大田市営住宅条例（平成17年大田市条例第209号）第18条の規定によって支払われた敷金とみなす。

大田市条例第53号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4から別表第4の5までを次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築関係

| 種類                                      |                           | 単位  | 金額                         |
|---|---------------------------|---|----------------------------|
| 1 法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請 | (1) 床面積の合計((2)に掲げる場合を除く。) | 30m <sup>2</sup> 以内                       | 1件につき<br>9,050円            |
|   |                           | 30m <sup>2</sup> を超え100m <sup>2</sup> 以内  | 1件につき<br>16,600円           |
|   |                           | 100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内 | 1件につき<br>26,500円           |
|   |                           | 200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内 | 1件につき<br>28,900円           |
|   |                           | 300m <sup>2</sup> を超えるもの                  | 1件につき<br>38,100円           |
|   |                           | (2) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合                   | ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）  |
| イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更                   | 1基につき                     |   | (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に15,2 |

|  |  |            | して昇降機を設<br>置する場合            |                   | 00円を加算した<br>額  |
|--|--|------------|-----------------------------|-------------------|--|
| 2 構造<br>計算適合<br>性判定を<br>要する法<br>第6条第<br>1項の規<br>定に基づ<br>く確認又 | 構造計算<br>の方法が<br>国土交通<br>大臣の認<br>定を受け<br>たプログ<br>ラムによ<br>るもの          | 床面積<br>の合計 | 300m <sup>2</sup> 以内の<br>もの | 1件に<br>つき         | 1の部の区分に従<br>い、それぞれ当該<br>手数料の額に16<br>1,000円を加<br>算した額 |
| は法第1<br>8条第3<br>項の規定<br>に基づく<br>審査申請                         | 構造計算<br>の方法が<br>国土交通<br>大臣の認<br>定を受け<br>たプログ<br>ラム以外<br>のものに<br>よるもの | 床面積<br>の合計 | 300m <sup>2</sup> 以内の<br>もの | 1件に<br>つき         | 1の部の区分に従<br>い、それぞれ当該<br>手数料の額に21<br>3,000円を加<br>算した額 |
| 3 法第<br>87条の<br>4におい<br>て準用す<br>る法第6<br>条第1項<br>の規定に         | (1) 建築設備を設置する場合 ((2)<br>に掲げる場合を除く。)                                  |            |                             | 1の建<br>築設備<br>につき | 25,100円  |
|  | (2) 確認又は審査を受けた建築<br>設備の計画の変更をして建築設<br>備を設置する場合                       |            |                             | 1の建<br>築設備<br>につき | 15,200円  |

|  |   |   |       |         |
|--|---|---|-------|---------|
| 基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請                 |   |   |       |         |
| 4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請 | (1) 床面積の合計((2)に掲げる場合を除く。)                                   | 30m <sup>2</sup> 以内                       | 1件につき | 14,000円 |
|  |   | 30m <sup>2</sup> を超え100m <sup>2</sup> 以内  | 1件につき | 21,900円 |
|  |   | 100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内 | 1件につき | 33,400円 |
|  |   | 200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内 | 1件につき | 43,700円 |
|  |   | 300m <sup>2</sup> を超えるもの                  | 1件につき | 46,800円 |
|  | (2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項 | 30m <sup>2</sup> 以内                       | 1件につき | 13,800円 |
|  |   | 30m <sup>2</sup> を超え100m <sup>2</sup> 以内  | 1件につき | 21,600円 |
|  |   | 100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内 | 1件につき | 33,100円 |

|  |  |   |           |   |
|--|--|---|-----------|---|
|  | の規定に基づく<br>検査を受けた建<br>築物である場合<br>(以下この表に<br>おいて「中間検査<br>を受けた場合」と<br>いう。) | 200m <sup>2</sup> を超え<br>300m <sup>2</sup> 以内 | 1件に<br>つき | 43,300円   |
|  |  | 300m <sup>2</sup> を超え<br>るもの                  | 1件に<br>つき | 46,300円   |
|  | (3) 法第87条の4の昇降機の<br>設置を含む場合  |   | 1基に<br>つき | (1)の区分(中間検査を受けた場合に<br>あつては、(2)の区<br>分)に従い、それ<br>ぞれ当該手数料の<br>額に39,300<br>円を加算した額 |
| 5 法第<br>7条の3<br>第1項の<br>規定に基<br>づく中間<br>検査又は<br>法第18<br>条第29<br>項の規定<br>に基づく<br>検査申請 | 床面積の<br>合計   | 30m <sup>2</sup> 以内                           | 1件に<br>つき | 13,700円   |
|  |  | 30m <sup>2</sup> を超え100m <sup>2</sup><br>以内   | 1件に<br>つき | 20,900円   |
|  |  | 100m <sup>2</sup> を超え200<br>m <sup>2</sup> 以内 | 1件に<br>つき | 31,800円   |
|  |  | 200m <sup>2</sup> を超え300<br>m <sup>2</sup> 以内 | 1件に<br>つき | 41,400円   |
|  |  | 300m <sup>2</sup> を超えるもの                      | 1件に<br>つき | 42,800円   |
| 6 法第87条の4において準用する法第  |  |   | 1の建       | 39,300円   |

|   |   |                                  |
|---|---|----------------------------------|
| 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査又は法第 18 条第 2 1 項の規定に基づく検査申請  | 建築設備につき   |                                  |
| 7 法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認又は法第 18 条第 3 項の規定に基づく審査申請  | (1) 工作物を築造する場合 ((2) に掲げる場合を除く。)<br>(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 | 1 の工作物につき<br>1 の工作物につき           |
| 8 法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査又は法第 18 条第 2 1 項の規定に基づく検査申請  | 1 の工作物につき   | 18,800 円<br>11,700 円<br>30,000 円 |
| 9 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 3 8 項第 1 号若しくは第 2 号 (法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請 | 1 件につき  | 120,000 円                        |
| 10 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請   | 1 件につき  | 27,300 円                         |
| 11 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮   | 1 件に  | 120,000 円                        |

| 設興行場等の建築の許可申請  |                                    | つき    |  |
|--|------------------------------------|-------|--|
| 1 2 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。）の特例の認定申請 | (1) 建築物の数が2以下である場合                 | 1件につき | 78,300円  |
|  | (2) 建築物の数が3以上である場合                 | 1件につき | 78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額            |
| 1 3 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請                          | (1) 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合        | 1件につき | 78,300円  |
|  | (2) 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合      | 1件につき | 78,300円に1を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 1 4 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築                          | (1) 建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が1である場合 | 1件につき | 78,300円  |
|  | (2) 建築物（新築又は増築等に係るものに限             | 1件につき | 78,300円に1を超える建築物                                   |

|   |                |       |   |
|---|----------------|-------|---|
| 物の増築等の認定申請  | る。)の数が2以上である場合 |       | (新築又は増築等に係るものに限る。)の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 15 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請  |                | 1件につき | 6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額    |
| 16 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。)第137条の12第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請 |                | 1件につき | 27,300円                                   |
| 17 政令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請  |                | 1件につき | 27,300円                                   |

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 2 この表の1の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について

算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 この表の2の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。

4 この表の4の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第4の2（第2条関係）

建築関係のその2

| 種類         |                            | 単位    | 金額                 |
|------------|----------------------------|-------|--------------------|
| (1) 長期優良住宅 | ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しよう | 1件につき | 47,800円<br>(確認書等の提 |

|   |   |                                     |                                       |  |
|---|---|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| <p>建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第5条</p>                              | <p>とする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）<br/>以下この表において同じ。）<br/>の場合</p>             |                                     | <p>出がある場合に<br/>あつては、12,<br/>700円)</p> |  |
| <p>第1項から第5項）<br/>又は長期優良住宅<br/>維持保全計画の認定申請（同条第6項及び第7項）</p> | <p>イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> | <p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</p> | <p>1件につき</p>                          | <p>112,000円<br/>（確認書等の提出がある場合に<br/>あつては、23,<br/>300円）を1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数<br/>（以下「認定申請数」という。）で<br/>除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> |
|   | <p>ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸</p>  | <p>1件につき</p>                        | <p>71,700円<br/>（確認書等の提出がある場合に</p>     |  |

|  |   |                                |  |
|--|---|--------------------------------|--|
|  | 建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合                                    |                                | あつては、19,100円)  |
|  | エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合 | 床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの | 1件につき<br>169,000円<br>(確認書等の提出がある場合に<br>あつては、35,000円)を認定申請数で除して<br>得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) |
| (2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請又は長期優良住宅維持保全計画の | ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合                      |                                | 1件につき<br>23,000円<br>(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、6,350円)   |
|  | イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しよう  |                                | 1件につき<br>建築等計画の変更の認定に係る  |

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| <p>変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）（長期優良住宅法第8条第1項）</p> | <p>とする建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p> | <p>住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下このイにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号イに定める額（この場合において、同号イ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」</p> |
|---|--------------------------------|---|

|   |       |  |
|---|-------|--|
|   |       | とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。) |
| ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合 | 1件につき | 35,800円<br>(変更後の建築等計画又は維持保全計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,550円)                                |
| エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共          | 1件につき | 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該   |

同住宅等の場合

建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下このエにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号エに定める額（この場合において、同号エ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、

|  |              |  |
|--|--------------|--|
|  |              | <p>「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。）</p> |
| <p>(3) 長期優良住宅法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請</p> | <p>1件につき</p> | <p>建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条</p>  |

|  |              |  |
|--|--------------|--|
|  |              | <p>例（昭和48年島根県条例第20号）第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を加えた額）</p> |
| <p>(4) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項及び</p> | <p>1件につき</p> | <p>3,170円</p>  |

|  |       |        |
|--|-------|--------|
| び第3項の規定によるものに限る。)  |       |        |
| (5) 長期優良住宅建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請（長期優良住宅法第10条） | 1件につき | 3,170円 |

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法をいう。
- 2 この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）をいう。
- 3 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書又は同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

別表第4の3（第2条関係）

建築関係のその3

| 手数料の種別                | 手数料を納めなければならない者   | 手数料の額 |
|-----------------------|---|-------|
| 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料 | (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）を受けようとする者<br>ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住 |       |

の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。) の場合

(ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 36,100円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

(イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号にお

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受

いて同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))を有しないものをいう。以下この表において同じ。))又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る計画の認定を受けようとする場合

けようとする場合に限る。))にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住居部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。))に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。))にあっては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。))にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算

|   | した額  |
|---|--|
| <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> |  |
| <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>  | <p>241,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> |
| <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの</p>  | <p>297,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）</p> |
| <p>(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>                 |  |
| <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>  | <p>92,100円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>  |

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 115,000円（住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）

(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,900円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 120,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、21,200円）

(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,200円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、21,200円）

(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が 53,000円（住宅300平方メートル未満のもの基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）

b 住宅部分の床面積の合計が 89,300円（住宅300平方メートルのもの基準適合証等の提出がある場合にあつては、21,200円）

(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この表において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）

b 床面積の合計が200平方 19,000円（変更

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> | <p>後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p> <p>9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p> <p>10,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p> <p>13,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p> <p>14,000円(変更後の計画に係る住宅基</p> |
|--|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> | <p>準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p> <p>計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号イに定める額（この場合において、同号イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」</p> |
|---|---|

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>(3) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p> | <p>と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるものとする。) 計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出</p> |
|--|---|---|

|  |           |
|--|-----------|
|  | した額を加えた額) |
|--|-----------|

備考

- 1 この表において「住宅基準適合証等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。
- 2 この表において「非住宅基準適合証」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第4の4（第2条関係）

建築関係のその4

| 手数料の種別                       | 手数料を納めなければならない者   | 手数料の額 |
|------------------------------|---|-------|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 | (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第3号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合 |       |

性判定」という。) (以下この号において「計画の適合性判定」という。) を受けようとする者

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。) 第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分(以下この号から第3号までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この号から第3号までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。)又は複合建築物(省

非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物(非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る)にあつては、(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては、(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)

令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。)である場合

及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この号において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合にお

241,000円

いて、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 297,000円

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 32,100円

(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この号において「モデル建

物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 92,100円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 115,000円

(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 27,500円

(オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この表において「標準計算基準」という。)

を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,900円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 120,000円

(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号から第3号までにおいて「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,200円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 59,300円

(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号から第

3号までにおいて「仕様・  
計算併用法基準」という。)

を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合  
計が300平方メートル  
未満のもの 53,000円

b 住宅部分の床面積の合  
計が300平方メートル  
のもの 89,300円

イ 計画の適合性判定を受け  
ようとする建築物が一戸建  
ての住宅（非住宅部分又は  
工場等部分を有しないもの  
に限る。以下この号から第  
3号までにおいて同じ。）

の場合

(ア) 当該建築物につい  
て標準計算基準を用いて  
評価を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 36,100円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 39,800円

(イ) 当該建築物について  
仕様基準を用いて評価を行  
う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 18,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 19,000円

(ウ) 当該建築物について  
仕様・計算併用法基準を用  
いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 26,900円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 28,000円

(2) 法第11条第2項及び第12  
条第3項の規定に基づく計画の  
変更の適合性判定（以下この号  
において「計画の変更の適合性  
判定」という。）を受けようと  
する者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

（ア） 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 18,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) 当該建築物について  
仕様基準を用いて評価を行  
う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 9,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 10,000円

(ウ) 当該建築物について  
仕様・計算併用法基準を用  
いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 13,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 14,000円

(3) 建築物のエネルギー消費性能  
の向上等に関する法律施行規則  
(平成28年国土交通省令第5  
号)第13条の規定に基づく計  
画の変更が同令第5条の軽微な  
変更(以下この号において「軽  
微な変更」という。)に該当し  
ていることを証する書面の交付

(以下この号において「書面の交付」という。)を求めようとする者

ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、第1号アに定める額(この場合において、同号ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の

場合

(ア) 当該建築物について  
標準計算基準を用いて評価  
を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 18,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) 当該建築物について  
仕様基準を用いて評価を行  
う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 9,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 10,000円

(ウ) 当該建築物について  
仕様・計算併用法基準を用  
いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200  
平方メートル未満のもの 13,000円

b 床面積の合計が200  
平方メートル以上のもの 14,000円

(4) 法第29条第1項の規定に基  
づく建築物エネルギー消費性能  
向上計画（以下この号から第6  
号までにおいて「計画」という。）

の認定（以下この号及び第6号  
において「計画の認定」という。）

を受けようとする者

ア 申請建築物（法第29条第  
3項に規定する申請建築物を  
いう。以下この号において同  
じ。）について計画の認定を  
受ける場合

（ア） 計画の認定を受け  
ようとする建築物が非住  
宅建築物（省令第1条第  
1項第1号に規定する非  
住宅建築物をいう。以下  
この号及び次号において  
同じ。））、共同住宅等（共  
同住宅、長屋その他の一  
戸建ての住宅以外の住宅  
で非住宅部分（省令第1  
条第1項第1号に規定す  
る非住宅部分をいう。以  
下この号において同じ。）  
を有しないものをいう。  
以下この号及び次号にお  
いて同じ。）又は複合建  
築物である場合

非住宅建築物又は複合建  
築物（非住宅部分に限っ  
て計画の認定を受けよう  
とする場合に限る。）に  
あつてはa又はbに規定す  
る手数料の額、共同住宅  
等又は複合建築物（住宅  
部分に限って計画の認定  
を受けようとする場合に  
限る。）にあつてはcから  
eまでのいずれかに規定  
する手数料の額、複合建  
築物（非住宅部分に限っ  
て計画の認定を受けよう  
とする場合及び住宅部分  
に限って計画の認定を受  
けようとする場合を除  
く。）にあつてはa又はb

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 241,000円（非住宅誘導基準適合証（法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 297,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、17,100円）</p> |
|--|--|--|

b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建築物法基準を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 92,100円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 115,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）

c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,900円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号（法第31

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあつては、</p> <p>10,000円)</p> <p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 120,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)</p> <p>d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,200円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)</p> <p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メ 59,300円(住宅誘導基準適合証等の提出が</p> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>ートルのもの</p> <p>e 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの</p> <p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合</p> | <p>ある場合にあつては、20,000円)</p> <p>53,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)</p> <p>89,300円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)</p> |
|--|--|---|

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が2</p> | <p>36,100円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>39,800円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>26,900円（住宅誘</p> |
|--|---|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>00平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合</p> <p>(5) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）</p> <p>(ア) 当該変更する建築物</p> | <p>導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>当該計画に係る申請建築物及び他の建築物1棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する建築物1棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p> <p>計画の変更に係る部分</p> |
|--|--|---|

が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前号アに定める額(この場合において、同号ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

- (イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合
  - a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
|                                    | 000円)                                   |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの          | 19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) |
| b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合       |   |
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの          | 9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)  |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの          | 10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) |
| c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 |   |
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの          | 13,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの          | 14,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,      |

|   |   |
|---|---|
| <p>イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）</p>  | <p>000円)<br/>当該追加する建築物1棟ごとに、前号ア（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p>   |
| <p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合</p>                                  | <p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p>   |
| <p>(6) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p> | <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を加えた額) |
|--|--|---|

別表第4の5（第2条関係）

建築関係のその5

| 手数料の種別                                   | 手数料を納めなければならない者   | 手数料の額 |
|--|---|-------|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の適合状況審査及び検査に係る手数料 | (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。この表において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第18条第2項若しくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の |       |

低炭素化の促進に関する法律（この表において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者

ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 13,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円

イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次号において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）のみの増築若しくは改築をす

る複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合

（ア） 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 24,400円

（イ） 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの 38,400円

(2) 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第18条第2項若しくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査（以下この表において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施

行規則（平成12年建設省令第20号）  
第5条第1項に規定する建設住宅性能評  
価（特定建築行為（建築物省エネ法第1  
1条第1項に規定する特定建築行為をい  
う。）に係る住宅が建築物エネルギー消  
費性能基準に適合する住宅と同等以上の  
エネルギー消費性能を有するものである  
旨の建設住宅性能評価に限る。）を受け  
た住宅について完了検査を受けようとする  
場合にあつては、この限りでない。）

ア 検査を受けようとする建築物が一  
戸建ての住宅の場合 5,000円

イ 検査を受けようとする建築物が住  
宅部分を有する場合

（ア） 住宅部分の床面積の合計が3  
00平方メートル未満のもの 10,000円

（イ） 住宅部分の床面積の合計が3  
00平方メートルのもの 20,000円

ウ 検査を受けようとする建築物が非住  
宅部分（工場その他のこれに類するも  
ので知事が定めるものの部分を除く。  
以下この号において同じ。）を有する  
場合

（ア） 非住宅部分の床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 10,000円

（イ） 非住宅部分の床面積の合計が 17,100円

|  |   |                                       |
|--|---|---------------------------------------|
|  | <p style="text-align: center;">300平方メートル以上のもの</p> <p>エ イ及びウのいずれにも該当する場合</p> | <p>イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> |
|--|---|---------------------------------------|

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 大田市条例第54号

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 静間小学校通学バス

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 静間小学校通学バス 五十猛町及び鳥井町（久手町新田、越峠、  
迫自治会、大田町鳥越自治会に属する区域を除く。）に住所を有  
する児童

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 大田市条例第55号

### 大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを加える。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 行政職給料表

| 職員の<br>区分                | 級<br>号給 | 1級           | 2級           | 3級           | 4級           | 5級           | 6級           | 7級           |
|--------------------------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                          |         | 給料月額         | 給料月額         | 給料月額         | 給料月額         | 給料月額         | 給料月額         | 給料月額         |
| 定年前<br>再任用               | 1       | 円<br>195,800 | 円<br>242,000 | 円<br>276,300 | 円<br>309,800 | 円<br>332,600 | 円<br>366,800 | 円<br>420,700 |
| 短時間<br>勤務職<br>員以外<br>の職員 | 2       | 196,900      | 243,300      | 277,300      | 311,300      | 334,400      | 368,500      | 422,600      |
|                          | 3       | 198,100      | 244,700      | 278,300      | 312,700      | 336,200      | 370,100      | 424,500      |
|                          | 4       | 199,200      | 246,100      | 279,300      | 314,100      | 337,900      | 371,700      | 426,300      |
|                          | 5       | 200,300      | 247,500      | 280,300      | 315,500      | 339,600      | 373,300      | 428,100      |
|                          | 6       | 202,000      | 248,900      | 281,300      | 316,600      | 341,300      | 375,100      | 429,900      |
|                          | 7       | 203,600      | 250,300      | 282,200      | 317,600      | 343,000      | 376,600      | 431,700      |
|                          | 8       | 205,200      | 251,700      | 283,200      | 318,800      | 344,600      | 378,200      | 433,500      |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 9  | 206,700 | 253,100 | 284,200 | 320,000 | 346,200 | 379,500 | 435,100 |
| 10 | 208,400 | 254,300 | 285,200 | 321,600 | 347,900 | 381,100 | 436,600 |
| 11 | 210,000 | 255,600 | 286,200 | 323,200 | 349,600 | 382,700 | 438,100 |
| 12 | 211,600 | 256,900 | 287,200 | 324,800 | 351,200 | 384,200 | 439,600 |
| 13 | 213,100 | 258,100 | 288,200 | 326,200 | 352,700 | 386,100 | 441,100 |
| 14 | 214,800 | 259,300 | 289,500 | 327,800 | 354,300 | 388,000 | 442,400 |
| 15 | 216,500 | 260,500 | 290,800 | 329,400 | 355,900 | 389,900 | 443,700 |
| 16 | 218,200 | 261,700 | 292,000 | 331,000 | 357,400 | 391,700 | 444,900 |
| 17 | 219,400 | 262,800 | 293,200 | 332,400 | 358,800 | 393,200 | 446,100 |
| 18 | 221,000 | 263,900 | 294,500 | 334,100 | 360,500 | 395,000 | 447,400 |
| 19 | 222,600 | 265,000 | 295,700 | 335,700 | 362,100 | 396,700 | 448,700 |
| 20 | 224,100 | 266,100 | 296,900 | 337,300 | 363,700 | 398,300 | 449,900 |
| 21 | 225,600 | 267,000 | 297,900 | 338,700 | 364,800 | 400,000 | 451,100 |
| 22 | 227,200 | 268,000 | 299,100 | 340,400 | 366,300 | 401,400 | 451,900 |
| 23 | 228,800 | 269,000 | 300,300 | 342,100 | 367,800 | 402,800 | 452,700 |
| 24 | 230,400 | 270,000 | 301,600 | 343,700 | 369,300 | 404,200 | 453,500 |
| 25 | 232,000 | 271,000 | 302,900 | 344,900 | 371,000 | 405,600 | 454,100 |
| 26 | 233,700 | 271,900 | 303,900 | 346,800 | 372,800 | 406,800 | 454,700 |
| 27 | 235,000 | 272,700 | 304,900 | 348,500 | 374,400 | 408,000 | 455,300 |
| 28 | 236,300 | 273,600 | 305,900 | 350,100 | 376,100 | 409,000 | 455,900 |
| 29 | 237,600 | 274,400 | 307,000 | 351,600 | 377,500 | 410,100 | 456,600 |
| 30 | 238,700 | 275,200 | 308,200 | 353,200 | 378,800 | 411,300 | 457,400 |
| 31 | 239,800 | 276,000 | 309,300 | 354,800 | 380,000 | 412,400 | 457,800 |
| 32 | 240,900 | 276,700 | 310,500 | 356,400 | 381,400 | 413,500 | 458,500 |
| 33 | 242,000 | 277,400 | 311,600 | 358,100 | 382,500 | 414,200 | 459,000 |
| 34 | 242,900 | 278,200 | 312,900 | 359,900 | 383,400 | 414,900 | 459,400 |
| 35 | 243,800 | 279,000 | 314,200 | 361,700 | 384,400 | 415,500 | 459,800 |
| 36 | 244,800 | 279,600 | 315,500 | 363,500 | 385,400 | 416,200 | 460,200 |
| 37 | 245,800 | 280,300 | 316,700 | 365,000 | 386,200 | 416,800 | 460,600 |
| 38 | 246,700 | 281,100 | 318,000 | 366,400 | 387,100 | 417,400 | 460,900 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 247,600 | 281,800 | 319,300 | 367,800 | 388,000 | 417,900 | 461,200 |
| 40 | 248,400 | 282,500 | 320,600 | 369,200 | 388,800 | 418,300 | 461,500 |
| 41 | 249,200 | 283,200 | 321,900 | 370,700 | 389,600 | 418,700 | 461,800 |
| 42 | 249,900 | 283,900 | 323,100 | 371,500 | 390,400 | 418,900 | 462,100 |
| 43 | 250,500 | 284,600 | 324,400 | 372,400 | 391,200 | 419,200 | 462,400 |
| 44 | 251,100 | 285,300 | 325,500 | 373,400 | 391,900 | 419,500 | 462,700 |
| 45 | 251,800 | 286,000 | 326,400 | 374,300 | 392,600 | 419,800 | 463,000 |
| 46 | 252,400 | 286,600 | 327,700 | 375,400 | 393,300 | 420,100 |         |
| 47 | 253,000 | 287,300 | 329,000 | 376,300 | 394,000 | 420,400 |         |
| 48 | 253,600 | 287,900 | 330,300 | 377,300 | 394,700 | 420,700 |         |
| 49 | 254,100 | 288,600 | 331,400 | 378,200 | 395,200 | 420,900 |         |
| 50 | 254,700 | 289,200 | 332,700 | 378,900 | 395,800 | 421,200 |         |
| 51 | 255,300 | 289,900 | 333,900 | 379,600 | 396,400 | 421,400 |         |
| 52 | 255,800 | 290,600 | 335,100 | 380,200 | 397,100 | 421,700 |         |
| 53 | 256,200 | 291,100 | 336,400 | 380,600 | 397,500 | 421,900 |         |
| 54 | 256,600 | 291,700 | 337,400 | 381,200 | 398,100 | 422,200 |         |
| 55 | 256,900 | 292,300 | 338,500 | 381,800 | 398,700 | 422,500 |         |
| 56 | 257,200 | 293,000 | 339,600 | 382,500 | 399,200 | 422,800 |         |
| 57 | 257,500 | 293,600 | 340,300 | 382,800 | 399,600 | 423,000 |         |
| 58 | 257,800 | 294,200 | 341,200 | 383,500 | 400,200 | 423,300 |         |
| 59 | 258,100 | 294,800 | 341,900 | 384,200 | 400,800 | 423,600 |         |
| 60 | 258,400 | 295,500 | 342,700 | 384,800 | 401,300 | 423,800 |         |
| 61 | 258,700 | 296,100 | 343,500 | 385,100 | 401,700 | 424,000 |         |
| 62 | 259,000 | 296,700 | 343,900 | 385,600 | 402,200 | 424,300 |         |
| 63 | 259,300 | 297,200 | 344,400 | 386,200 | 402,700 | 424,600 |         |
| 64 | 259,600 | 297,700 | 345,100 | 386,800 | 403,300 | 424,800 |         |
| 65 | 259,900 | 298,200 | 345,900 | 387,100 | 403,600 | 425,000 |         |
| 66 | 260,200 | 298,800 | 346,600 | 387,700 | 404,000 | 425,300 |         |
| 67 | 260,500 | 299,300 | 347,300 | 388,400 | 404,300 | 425,600 |         |
| 68 | 260,800 | 299,900 | 347,900 | 389,000 | 404,700 | 425,800 |         |

|    |          |          |          |          |          |          |  |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 69 | 261, 100 | 300, 300 | 348, 400 | 389, 400 | 405, 000 | 426, 000 |  |
| 70 | 261, 400 | 300, 800 | 349, 000 | 389, 900 | 405, 300 | 426, 300 |  |
| 71 | 261, 700 | 301, 300 | 349, 500 | 390, 500 | 405, 600 | 426, 600 |  |
| 72 | 262, 000 | 301, 900 | 350, 100 | 391, 000 | 405, 800 | 426, 800 |  |
| 73 | 262, 300 | 302, 400 | 350, 400 | 391, 500 | 406, 000 | 427, 000 |  |
| 74 | 262, 600 | 302, 800 | 350, 900 | 392, 100 | 406, 300 |          |  |
| 75 | 262, 900 | 303, 100 | 351, 200 | 392, 500 | 406, 600 |          |  |
| 76 | 263, 200 | 303, 400 | 351, 600 | 392, 800 | 406, 800 |          |  |
| 77 | 263, 500 | 303, 600 | 352, 000 | 393, 200 | 407, 000 |          |  |
| 78 | 263, 800 | 303, 900 | 352, 500 | 393, 700 | 407, 300 |          |  |
| 79 | 264, 100 | 304, 100 | 353, 000 | 394, 100 | 407, 600 |          |  |
| 80 | 264, 400 | 304, 400 | 353, 500 | 394, 500 | 407, 800 |          |  |
| 81 | 264, 700 | 304, 600 | 353, 800 | 394, 900 | 408, 000 |          |  |
| 82 | 265, 000 | 304, 800 | 354, 200 | 395, 400 | 408, 300 |          |  |
| 83 | 265, 300 | 305, 100 | 354, 600 | 395, 800 | 408, 600 |          |  |
| 84 | 265, 600 | 305, 300 | 355, 000 | 396, 200 | 408, 800 |          |  |
| 85 | 265, 900 | 305, 600 | 355, 300 | 396, 500 | 409, 000 |          |  |
| 86 | 266, 200 | 305, 800 | 355, 700 |          |          |          |  |
| 87 | 266, 500 | 306, 100 | 356, 100 |          |          |          |  |
| 88 | 266, 800 | 306, 400 | 356, 500 |          |          |          |  |
| 89 | 267, 100 | 306, 700 | 356, 700 |          |          |          |  |
| 90 | 267, 400 | 307, 000 | 357, 100 |          |          |          |  |
| 91 | 267, 700 | 307, 300 | 357, 500 |          |          |          |  |
| 92 | 268, 000 | 307, 600 | 357, 900 |          |          |          |  |
| 93 | 268, 300 | 307, 800 | 358, 100 |          |          |          |  |
| 94 |          | 308, 000 | 358, 400 |          |          |          |  |
| 95 |          | 308, 300 | 358, 800 |          |          |          |  |
| 96 |          | 308, 700 | 359, 100 |          |          |          |  |
| 97 |          | 308, 900 | 359, 400 |          |          |          |  |
| 98 |          | 309, 200 | 359, 800 |          |          |          |  |



|                 |         |         |         |         |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 短時間<br>勤務職<br>員 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                 | 200,300 | 227,800 | 269,500 | 290,100 | 305,700 | 331,900 | 374,800 |

第2条 大田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を削る。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市条例第56号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 大田市条例第57号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

| 号級 | 給料月額     |
|----|----------|
| 1  | 405,000円 |
| 2  | 455,000円 |
| 3  | 508,000円 |
| 4  | 574,000円 |

第5条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 この条例による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市条例第58号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「「100分の52.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を加える。

第23条の2第1項中「「100分の52.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

| 給<br>号 | 級 | 1級      | 2級      |
|--------|---|---------|---------|
|        |   | 給料月額    | 給料月額    |
|        |   | 円       | 円       |
| 1      |   | 195,800 | 242,000 |
| 2      |   | 196,900 | 243,300 |
| 3      |   | 198,100 | 244,700 |
| 4      |   | 199,200 | 246,100 |
| 5      |   | 200,300 | 247,500 |
| 6      |   | 202,000 | 248,900 |
| 7      |   | 203,600 | 250,300 |
| 8      |   | 205,200 | 251,700 |
| 9      |   | 206,700 | 253,100 |
| 10     |   | 208,400 | 254,300 |
| 11     |   | 210,000 | 255,600 |
| 12     |   | 211,600 | 256,900 |
| 13     |   | 213,100 | 258,100 |

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 14 | 214,800 | 259,300 |
| 15 | 216,500 | 260,500 |
| 16 | 218,200 | 261,700 |
| 17 | 219,400 | 262,800 |
| 18 | 221,000 | 263,900 |
| 19 | 222,600 | 265,000 |
| 20 | 224,100 | 266,100 |
| 21 | 225,600 | 267,000 |
| 22 | 227,200 | 268,000 |
| 23 | 228,800 | 269,000 |
| 24 | 230,400 | 270,000 |
| 25 | 232,000 | 271,000 |
| 26 | 233,700 | 271,900 |
| 27 | 235,000 | 272,700 |
| 28 | 236,300 | 273,600 |
| 29 | 237,600 | 274,400 |
| 30 | 238,700 | 275,200 |
| 31 | 239,800 | 276,000 |
| 32 | 240,900 | 276,700 |
| 33 | 242,000 | 277,400 |
| 34 | 242,900 | 278,200 |
| 35 | 243,800 | 279,000 |
| 36 | 244,800 | 279,600 |
| 37 | 245,800 | 280,300 |
| 38 | 246,700 | 281,100 |
| 39 | 247,600 | 281,800 |
| 40 | 248,400 | 282,500 |
| 41 | 249,200 | 283,200 |
| 42 | 249,900 | 283,900 |
| 43 | 250,500 | 284,600 |

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 44 | 251,100 | 285,300 |
| 45 | 251,800 | 286,000 |
| 46 | 252,400 | 286,600 |
| 47 | 253,000 | 287,300 |
| 48 | 253,600 | 287,900 |
| 49 | 254,100 | 288,600 |
| 50 | 254,700 | 289,200 |
| 51 | 255,300 | 289,900 |
| 52 | 255,800 | 290,600 |
| 53 | 256,200 | 291,100 |
| 54 | 256,600 | 291,700 |
| 55 | 256,900 | 292,300 |
| 56 | 257,200 | 293,000 |
| 57 | 257,500 | 293,600 |
| 58 | 257,800 | 294,200 |
| 59 | 258,100 | 294,800 |
| 60 | 258,400 | 295,500 |
| 61 | 258,700 | 296,100 |
| 62 | 259,000 | 296,700 |
| 63 | 259,300 | 297,200 |
| 64 | 259,600 | 297,700 |
| 65 | 259,900 | 298,200 |
| 66 | 260,200 | 298,800 |
| 67 | 260,500 | 299,300 |
| 68 | 260,800 | 299,900 |
| 69 | 261,100 | 300,300 |
| 70 | 261,400 | 300,800 |
| 71 | 261,700 | 301,300 |
| 72 | 262,000 | 301,900 |
| 73 | 262,300 | 302,400 |

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 74  | 262,600 | 302,800 |
| 75  | 262,900 | 303,100 |
| 76  | 263,200 | 303,400 |
| 77  | 263,500 | 303,600 |
| 78  | 263,800 | 303,900 |
| 79  | 264,100 | 304,100 |
| 80  | 264,400 | 304,400 |
| 81  | 264,700 | 304,600 |
| 82  | 265,000 | 304,800 |
| 83  | 265,300 | 305,100 |
| 84  | 265,600 | 305,300 |
| 85  | 265,900 | 305,600 |
| 86  | 266,200 | 305,800 |
| 87  | 266,500 | 306,100 |
| 88  | 266,800 | 306,400 |
| 89  | 267,100 | 306,700 |
| 90  | 267,400 | 307,000 |
| 91  | 267,700 | 307,300 |
| 92  | 268,000 | 307,600 |
| 93  | 268,300 | 307,800 |
| 94  |         | 308,000 |
| 95  |         | 308,300 |
| 96  |         | 308,700 |
| 97  |         | 308,900 |
| 98  |         | 309,200 |
| 99  |         | 309,500 |
| 100 |         | 309,900 |
| 101 |         | 310,100 |
| 102 |         | 310,400 |
| 103 |         | 310,700 |

|     |  |         |
|-----|--|---------|
| 104 |  | 311,000 |
| 105 |  | 311,200 |
| 106 |  | 311,500 |
| 107 |  | 311,800 |
| 108 |  | 312,100 |
| 109 |  | 312,300 |
| 110 |  | 312,600 |
| 111 |  | 313,000 |
| 112 |  | 313,300 |
| 113 |  | 313,500 |
| 114 |  | 313,700 |
| 115 |  | 314,000 |
| 116 |  | 314,400 |
| 117 |  | 314,600 |
| 118 |  | 314,800 |
| 119 |  | 315,100 |
| 120 |  | 315,400 |
| 121 |  | 315,700 |
| 122 |  | 315,900 |
| 123 |  | 316,200 |
| 124 |  | 316,500 |
| 125 |  | 316,800 |

第2条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の58.4375」に改め、「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を削る。

第23条の2第1項中「100分の105」を「100分の10

6. 25」に、「100分の52.5」を「100分の58.4375」に改め、「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、任期が3月以内の者及び会計年度任用職員条例第23条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものについては、この限りでない。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市条例第59号

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例

第1条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成  
21年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「12月に支給する場合には100分の  
165」を「12月に支給する場合には100分の170」  
に改める。

第2条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を  
次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.  
5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改め  
る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適  
用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行す  
る。

（手当の内払）

2 第1条の規定による改正前の大田市議会議員の議員報酬及び費  
用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後  
の大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の規定により  
支給される期末手当の内払とみなす。